

第2回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1. 通知発送日

令和6年6月14日

2. 協議方法

- ・ 会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・ 南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- 1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について
- 2 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について
- 3 南魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置について
- 4 市民バス利用促進月間について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：26人（会長を除く）

回答数：23人

無回答：3人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

- 協議事項 1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について

「承認する」と回答した委員数：23人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

- 協議事項 2 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について

「承認する」と回答した委員数：23人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

- 協議事項 3 南魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置について

「承認する」と回答した委員数：23人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 4 市民バス利用促進月間について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：2人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(承認する) 意見あり 1人

委員名	意見・理由等	意見・理由に対する回答
湯本委員 (一般社団 法人南魚沼 市観光協 会)	運行経路の確認が Web サイトを通じて行わなければならない事は、年配の方々にとっては難しい場合があります。紙媒体での案内、電話でのサポート体制はどうなっているのか心配です。スーパーや病院、コミュニティセンターなどでの運行経路の情報を提供する場があると嬉しいかと思えます。	市民バスの運行経路や時刻表の案内につきましては紙媒体のガイドブックを作成し、本庁舎、大和・塩沢庁舎や魚沼基幹病院で配布しております。また、市民病院では入口の待合所に経路や時刻表を大きく掲示しております。電話でも各運行事業者や市にお問い合わせがありますのでご案内しております。スーパーは民間事業者ですので案内を掲示するスペースをご提供いただくことが難しく、コミュニティセンターは市民バスでのご利用があまり多くないため掲示しておりませんが、乗り継ぎの拠点となる駅などの交通結節点においては案内情報を掲示できるよう努めていきたいと考えております。

(承認しない) 意見あり 2 人

委員名	意見・理由等	意見・理由に対しての回答
川上委員 (南越後観光バス株式会社)	市民バスのほとんどが路線バスと並走する運行であり、バス停も重複する区間が多く路線バスへの影響は多大であり、運賃収入を売り上げの基本とする側としては利用促進月間の無料運行はやめてほしい。書面協議の一文だけで、路線バス運行会社への説明が無いのはなぜでしょうか。	本件に関し、6月14日に貴社と市で協議を行い、了承をいただいております。 今年の実証的に実施し、取組結果の検証を行ったうえで、次年度以降の取組みについて判断したいと考えております。
有馬委員 (南越後観光バス株式会社労働組合)	路線バスの収入が減少する可能性があるため、実施すべきではないと考える。もし実施するのなら、路線バスも含めた利用促進策を検討すべき。	

協議事項１：地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について【資料No. １】

１ 地域公共交通確保維持事業とは

国が地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し支援を行う事業であり、新潟県生活交通確保対策協議会で策定した「生活交通確保維持改善計画」の中で位置付けし、支援を受けておりましたが、令和７年度事業より「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の中で位置付けることにより、計画と補助制度を連動化させることが補助要件として必要となったため、当協議会で計画「別紙」として策定し、国に提出するものです。

２ 地域間幹線系統とは

複数市町村にまたがって走る広域的な路線バスを指します。

地域間幹線系統補助の対象となっている系統は下記の１系統となります。

○六日町～小出線（新国道経由）

協議事項２：地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について【資料No. ２】

１ 地域公共交通確保維持事業とは

国が地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し支援を行う事業であり、当協議会で策定した「生活交通確保維持改善計画」の中で位置付けし、支援を受けておりましたが、令和７年度事業より「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の中で位置付けることにより、計画と補助制度を連動化させることが補助要件として必要となったため、計画「別紙」として策定し、国に提出するものです。

２ 地域内フィーダー系統とは

バス停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワーク（複数市町村にまたがるバス、鉄道）と接続するバス系統を指します。

地域内フィーダー系統補助の対象となっている路線は下記の６路線となります。

○大巻・泉コース

○城内コース

○五十沢・大月コース

○上田・泉田コース

○石打・竹俣コース

○中之島・吉里コース

協議事項３：南魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置について

【資料No. 3】

改正道路運送法の施行に伴い、令和５年１０月１日以降、従来、地域公共交通会議において協議されていた、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、道路運送法第９条第４項に規定する「運賃協議会」において、協議を行うこととされました。

そこで、「運賃協議会」を、南魚沼市地域公共交通協議会規約第10条に定める分科会として設置するため、南魚沼市地域公共交通協議会分科会規程の改正を行うものです。

協議事項４：市民バス利用促進月間について【資料No. 4】

市民バスの認知度向上及び若年層世代の利用促進を図ることを目的に、令和６年８月中の市民バス乗車運賃を無料とする、「市民バス利用促進月間」を実施するものです。

報告事項１：路線バス「六日町＝小出線」、「六日町＝湯沢線」の欠損額補填について【資料No. 5】

令和５年３月に南越後観光バス株式会社から運輸局に提出された路線バスの休止届に関連する問題につきまして、関係者との協議の結果、魚沼市、湯沢町、南魚沼市から南越後観光バス株式会社に対し当該路線の欠損額の５割を補填することとなりました。

今後も関係者による協議を開催し、相互に抱えている課題を共有したうえで、それらの解決に努め今後の地域の公共交通の発展に取り組んで参りたいと考えております。

「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙（地域間幹線系統）

令和 6 年 6 月 日

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市の人口は、平成16年の市制施行以来、一貫して減少傾向であり、世帯人員減少及び高齢化の進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の更なる増加が予想され、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少、新型コロナウイルスの影響などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。

市が維持する地域内フィーダー系統である市民バスとの接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

市内の広域的・幹線的生活交通路線について、向こう3か年の間、運行を継続し、利用者の利便性を維持することを目標とする。

目標達成の指標として、補助対象系統の輸送人員について、前年比 100 パーセント以上を維持することとし、毎年度達成状況の検証を行う。

（2）事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、通勤・通学を中心とした日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と市民バスのネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。（南魚沼市、事業者）
- ・ 幹線交通と市民バスとの乗降場所を統一する。（南魚沼市、事業者）
- ・ 幹線交通と市民バスとの乗り継ぎダイヤを設定する。（南魚沼市、事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（市民アンケート、車内聞き取りアンケート等）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「別紙 生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和元年 10 月 23 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意 ・ 令和元年 12 月 6 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議 ・ 令和 2 年 1 月 9 日 「生活交通確保維持改善計画」及び「南魚沼市地域公共交通網形成計画」策定に関する事業評価について合意 ・ 令和 2 年 1 月 14 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議 ・ 令和 2 年 3 月 6 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意 ・ 令和 2 年 4 月 24 日 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意 ・ 令和 2 年 7 月 9 日 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 令和 2 年 10 月 22 日 市民バスの六日町駅前停留所の設置について合意 - 市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

- ・ 令和 2 年 12 月 25 日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和 3 年 2 月 15 日 市民バス「後山・辻又コース」の系統新設について合意
- ・ 令和 3 年 6 月 16 日 「生活交通確保維持改善計画」について合意
- ・ 令和 3 年 8 月 23 日 市民バス「浦佐・五箇コース」の路線の変更について合意
市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意
市民バス「五十沢・大月コース」の路線の変更について合意
市民バス「石打・竹俣コース」の工事による迂回について合意
「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
- ・ 令和 3 年 11 月 30 日 市民バス「大崎コース」の路線の変更について合意
「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和 4 年 2 月 23 日 市民バス「石打・竹俣コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和 4 年 6 月 22 日 市民バス「城内コース」の路線の変更について合意
「生活交通確保維持改善計画」について合意
「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の評価・検証について承認
- ・ 令和 4 年 8 月 31 日 市民バス「浦佐・五箇コース」の系統新設について合意
市民バス「三用コース」の系統新設について合意
- ・ 令和 4 年 12 月 23 日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和 5 年 3 月 22 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の一部改正について報告
市民バス「栃窪・岩之下コース」のデマンド化について協議
- ・ 令和 5 年 6 月 23 日 「生活交通確保維持改善計画」について合意
市民バス「栃窪・岩之下コース」のデマンド化について合意
- ・ 令和 5 年 8 月 23 日 市民バス「大崎コース」の路線の変更について合意
市民バス「城内コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和 5 年 9 月 11 日 「生活交通改善事業計画」について合意
- ・ 令和 6 年 1 月 12 日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和 6 年 2 月 27 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の改正について合意
市民バス「石打・竹俣コース」の路線の変更について合意
市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和 6 年 6 月 日 地域公共交通網形成計画別紙（幹線）について合意（予定）
地域公共交通網形成計画別紙（フィーダー）について合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

市民やバス利用者を対象としたアンケート調査、バス事業者を対象とした個別ヒアリング調査及び市政ポストの提案・意見や区長要望等により、通院へのニーズとして幹線交通の必要性を再認識し、その他様々な意見を反映させ、本計画を策定している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 新潟県南魚沼市六日町 180-1

（所 属） 南魚沼市建設部都市計画課

（氏 名） 大津 嘉高

（電 話） 025 - 773 - 6662

（e-mail） toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

令和 6 年 6 月 日

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市の人口は、平成16年の市制施行以来、一貫して減少傾向であり、世帯人員減少及び高齢化の進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の更なる増加が予想され、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

市民バスは、駅・病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域内交通として、地域間の移動の役割を担っており、また、駅での接続による広域の移動を可能とし、鉄道・路線バスの役割である広域・幹線交通を補完する欠かせない交通手段である。一方で、利用客数の減少等から、自治体及び事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難となっている。

市内の公共交通空白地域を解消し、誰もが利用できる生活交通手段を確保・維持させることは必要不可欠となっており、地域公共交通確保維持事業により、誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通体系の構築を目指すものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（１）事業の目標**

市民バス利用者数の目標添付

収入及び収支率に関しては、南魚沼市地域公共交通網形成計画 P68 参照

（２）事業の効果

市民バスの運行維持により、幹線交通でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした日常生活の移動手段が確保される。

また、通勤・通学や広域移動が利用の中心である幹線交通と、それぞれが連携し役割分担ができるようになることで、公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスの乗り方教室の開催（南魚沼市、事業者）
- ・市民バス利用促進月間の実施（南魚沼市、事業者）
- ・市民バスと幹線系統バスの重複の解消、役割の明確化（南魚沼市、事業者）
- ・市民バスと幹線系統バスとの乗降場所の統一（南魚沼市、事業者）
- ・市民バスと幹線交通との乗り継ぎダイヤの設定（南魚沼市、事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（市民アンケート、車内聞き取りアンケート等）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和元年 10 月 23 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意
- ・ 令和元年 12 月 6 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
- ・ 令和 2 年 1 月 9 日 「生活交通確保維持改善計画」及び「南魚沼市地域公共交通網形成計画」策定に関する事業評価について合意
- ・ 令和 2 年 1 月 14 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
- ・ 令和 2 年 3 月 6 日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意
- ・ 令和 2 年 4 月 24 日 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
- ・ 令和 2 年 7 月 9 日 「生活交通確保維持改善計画」について合意
- ・ 令和 2 年 10 月 22 日 市民バスの六日町駅前停留所の設置について合意
- 市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意
- 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

- ・ 令和2年12月25日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和3年2月15日 市民バス「後山・辻又コース」の系統新設について合意
- ・ 令和3年6月16日 「生活交通確保維持改善計画」について合意
- ・ 令和3年8月23日 市民バス「浦佐・五箇コース」の路線の変更について合意
市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意
市民バス「五十沢・大月コース」の路線の変更について合意
市民バス「石打・竹俣コース」の工事による迂回について合意
「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
- ・ 令和3年11月30日 市民バス「大崎コース」の路線の変更について合意
「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和4年2月23日 市民バス「石打・竹俣コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和4年6月22日 市民バス「城内コース」の路線の変更について合意
「生活交通確保維持改善計画」について合意
「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の評価・検証について承認
- ・ 令和4年8月31日 市民バス「浦佐・五箇コース」の系統新設について合意
市民バス「三用コース」の系統新設について合意
- ・ 令和4年12月23日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和5年3月22日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の一部改正について報告
市民バス「栃窪・岩之下コース」のデマンド化について協議
- ・ 令和5年6月23日 「生活交通確保維持改善計画」について合意
市民バス「栃窪・岩之下コース」のデマンド化について合意
- ・ 令和5年8月23日 市民バス「大崎コース」の路線の変更について合意
市民バス「城内コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和5年9月11日 「生活交通改善事業計画」について合意
- ・ 令和6年1月12日 「生活交通確保維持改善計画」に関する事業評価について合意
- ・ 令和6年2月27日 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の改正について合意
市民バス「石打・竹俣コース」の路線の変更について合意
市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意
- ・ 令和6年6月 日 地域公共交通網形成計画別紙（幹線）について合意（予定）
地域公共交通網形成計画別紙（フィーダー）について合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

市民やバス利用者を対象としたアンケート調査、バス事業者を対象とした個別ヒアリング調査及び市政ポストの提案・意見や区長要望等により、通院へのニーズとして幹線交通との乗り継ぎの環境整備の必要性を再認識し、その他様々な意見を反映させ、本計画を策定している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県南魚沼市六日町 180-1

（所 属）南魚沼市建設部都市計画課

（氏 名）吉楽 和也

（電 話）025-773-6662

（e-mail）toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

市民バス（地域内ライダー系統） 利用者数の目標

運行系統名	運行予定事業者名	路線延長 (km)	1日の便数 (便)	運行日数 (日)	年間利用者の目標 (人)			(参考) R5実績利用者数
					R7年	R8年	R9年	
城内コース(銭洲公園経由)	南越後観光バス(株)	31.6	3	245	4,450	4,450	4,450	4,425
城内コース(支援センター経由)		31.7	1	245				
五十沢・大月コース	南越後観光バス(株)	31.4	4	245	2,930	2,930	2,930	2,909
大巻・泉コース	銀嶺タクシー(株)	29.3	4	245	1,380	1,380	1,380	1,376
上田・泉田コース	銀嶺タクシー(株)	24.3	4	245	1,930	1,930	1,930	1,942
石打・竹俣コース	(株)魚沼中央トランスポート	25.5	4	245	2,260	2,260	2,260	2,247
中之島・吉里コース	(株)魚沼中央トランスポート	23.1	4	245	3,480	3,480	3,480	3,457
合計					16,430	16,430	16,430	16,356

一般乗合旅客自動車運送事業の(運賃)協議会について

資料No.3

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車 運送事業者のみが協議に参加することとした。
- ・ 上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】 ⇒ 協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント、市広報誌掲載、地域住民へのアンケート調査、事業者へのヒアリング調査、市webサイトでの意見募集などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】 ⇒ 協議が整えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

南魚沼市地域公共交通協議会分科会規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、南魚沼市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条に基づき、南魚沼市地域公共交通協議会の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

（関係者の出席）

第6条 分科会の会議は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は南魚沼市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第 9 条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規程は、平成 2 4 年 6 月 2 8 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

別紙

(第3条)

分科会所掌事務

分科会名	協議事項	委員
調査分科会	スケジュール、アンケート 内容等について協議	南魚沼市 南越後観光バス(株) 北越急行(株) 塩沢地域地区センター 南魚沼社会福祉協議会 女性代表 国土交通省北陸信越運輸局新潟支局
利用啓発分科会	利用者増に向けて協議	東日本鉄道(株)新潟支社越後湯沢駅 南魚沼市タクシー安全協議会 大和地域地区センター 六日町地域地区センター 南魚沼市障がい者協会 南魚沼市商工会連絡協議会
運賃協議分科会	地域における需要に応じ 当該地域の住民の生活の ための旅客の運送を確保 する必要がある路線又は 営業区域に係る運賃等につ いて協議	南魚沼市 当該運賃等を定めようとする交通事業 者 国土交通省北陸信越運輸局 協議会長が住民の意見を代表する者と して指名する者

南魚沼市地域公共交通協議会分科会規程新旧対照表（案）

改正案		現 行
第 1 条～第10条 略 附則 この規程は、平成 2 4 年 6 月 2 8 日から施行する。 別紙 (第 3 条) 分科会所掌事務	第 1 条～第10条 略 附則 この規程は、平成 2 4 年 6 月 2 8 日から施行する。	第 1 条～第10条 略 附則 この規程は、平成 2 4 年 6 月 2 8 日から施行する。
	第 1 条～第10条 略 附則 この規程は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 5 年 1 0 月 1 日から適用する。	
	第 1 条～第10条 略 附則 この規程は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 5 年 1 0 月 1 日から適用する。	
別紙 (第 3 条) 分科会所掌事務		別紙 (第 3 条) 分科会所掌事務
分科会名 調 査 分 科 会	協議事項 スケジュール、アンケ ート内容等について協 議	委員 南魚沼市 南越後観光バス㈱ 北越急行㈱ 塩沢地域地区センター 南魚沼社会福祉協議会 女性代表 国土交通省北陸信越運輸局 新潟支局
	利用啓発 分科会	東日本鉄道㈱新潟支社越後 湯沢駅 南魚沼市タクシー安全協議

		会 大和地域地区センター 六日町地域地区センター 南魚沼市障がい者協会 南魚沼市商工会連絡協議会			会 大和地域地区センター 六日町地域地区センター 南魚沼市障がい者協会 南魚沼市商工会連絡協議会
運賃協議 分科会	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議	南魚沼市 当該運賃等を定めようとする交通事業者 国土交通省北陸信越運輸局協議会長が住民の意見を代表する者として指名する者			

MINAMI
UONUMA
20th

南魚沼市



市民バス 利用促進月間

バス停まるわかり！

大和地域系統図

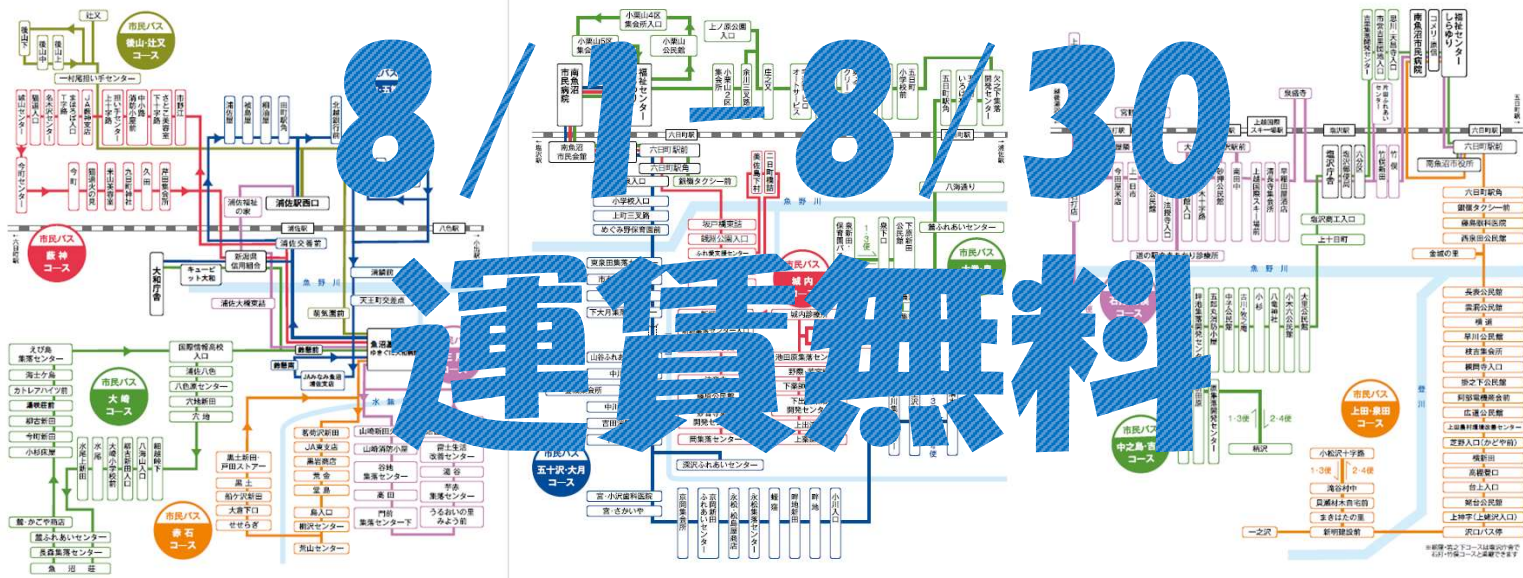
バス停まるわかり！

六日町地域系統図

バス停まるわかり！

塩沢地域系統図

8/1~8/30 運賃無料



運行日:月～金曜日(平日)

時刻表・運行経路は、市ウェブサイトをご覧ください

※栃窪・岩之下コース、後山・辻又コースの一部は予約が必要となります

詳しくは
こちらから

お客様へのお願い

期間中の運賃は無料となりますが、市民バスの乗継者と割引者については、乗車人数を確認しているため、運転手にお申し出いただきますようお願いいたします。



南魚沼市
MINAMIUONUMA

建設部 都市計画課
南魚沼市地域公共交通協議会

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1
☎025-773-6662



路線バス六日町＝小出線、六日町＝湯沢線の休止届への対応について

○令和4年10月5日 文書で要望

南越後観光バスが以下の系統の欠損額に対する補助金の増額を要望。

- ・六日町駅＝小出線（新国道経由）
- ・六日町駅＝小出線（魚沼基幹病院経由）
- ・六日町＝湯沢線（新国道経由）
- ・六日町＝湯沢線（大木六経由）

○令和5年1月12日 口頭で回答（南越後観光バス本社にて）

市は令和5年度運行期間については予算額の上限が既に決まっているため補助はできないが、令和6年度については検討すると回答。

令和5年度運行期間 令和4年10月～令和5年9月

令和6年度運行期間 令和5年10月～令和6年9月

○令和5年3月1日 文章で依頼

南越後観光バスから運行休止への同意か欠損額の補填をするか回答を求められる。

○令和5年3月1日

魚沼市、湯沢町と対応を協議。

○令和5年3月15日 文章で回答

市は以下のように回答。

- ・維持すべきと判断する路線については必要な措置・予算確保に努める。
- ・運行休止の同意書は提出しない。

○令和5年3月31日

南越後観光バスが運輸局に以下の系統の休止届を提出

- ・六日町駅＝小出線（新国道経由）、六日町駅＝小出線（魚沼基幹病院経由）
- ・六日町＝湯沢線（新国道経由）、六日町＝湯沢線（大木六経由）

○令和5年4月12日

魚沼市、湯沢町と各市町の状況について情報共有。欠損額補填や今後の対応について協議。

○令和5年4月13日、15日

各報道機関が休止について報道。

○令和5年4月26日

魚沼市、湯沢町と協議。南越後観光バスへの支援の内容、今後の南越後観光バスも含めた協議の内容について。

○令和5年5月11日

南越後観光バス、魚沼市、湯沢町、新潟県と協議。南越後観光バスから路線の収支や乗降者数についての説明を受ける。また、運行の継続について協議。

○令和5年5月23日 文章で回答

南越後観光バスに対し、魚沼市・湯沢町との連名で、必要な予算の確保、6年度の概算払い、今後も協議を継続していく旨を文章で回答。

○令和5年6月1日 文章で依頼

南越後観光バスが運輸局に3月31に提出した休止届の取り下げ願いを提出。合わせて南越後観光バスが市に10月以降の運行形態・便数等について照会。

○令和5年6月7日

運輸局が休止届の取り下げについて公示。

南越後観光バスがウェブサイトで取り下げについて掲載。

南魚沼市もウェブサイトで掲載。

○令和5年6月8日

報道機関が休止届の取り下げについて報道。

○令和5年6月21日 文章で回答

市は南越後観光バスに対し10月以降の運行形態・便数等については現行を維持するよう要望。路線の再編について今後協議を行っていくと回答。

○令和5年7月3日

魚沼市、湯沢町と協議。路線の再編や南越後観光バスへの支援方法について。

○令和5年8月9日

南越後観光バス、魚沼市、湯沢町と路線再編、支援方法について協議。

○令和 5 年 10 月 5 日

魚沼市、湯沢町と欠損額補填の内容について協議。

○令和 5 年 11 月 9 日

南越後観光バス、魚沼市、湯沢町と路線の再編について協議。また、欠損額補填についての各市町の考えを南越後観光バスに伝える。

○令和 6 年 1 月 23 日

南越後観光バスが令和 6 年 4 月 1 日改正の路線再編案を提出。

○令和 6 年 3 月 19 日

魚沼市、湯沢町と欠損額補填の内容について協議。

○令和 6 年 4 月 25 日

南越後観光バスに対し、魚沼市・湯沢町との連名で、欠損額の 5 割を補填すると回答。